

第4回 墨田区国民保護協議会 次第

平成19年2月2日（金）

午後2時～

（区役所17階第1委員会室）

1 開会

2 会長（墨田区長）あいさつ

3 議事

（1）「墨田区国民保護計画」（案）に係る東京都知事との協議について

（2）「墨田区国民保護計画」の作成について

（3）その他

4 閉会

（担当）墨田区地域振興部危機管理担当

安全支援課安全支援係

電 話 03（5608）6199

F A X 03（5608）6425

Eメール anzensien@city.sumida.lg.jp

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区国民保護協議会 委員名簿

(会長 墨田区長 山崎 昇)

平成19年2月2日現在

	区 分	法根拠	員数	機関名	職名	委員氏名
1	自衛隊	2号	1	陸上自衛隊第一普通科連隊	本部管理中隊長	杉 谷 史 美
2	都職員	3号	8	警視庁第七方面本部	本部長	安 藤 薫
3				本所警察署	署長	岩 崎 光 男
4				向島警察署	署長	渡 辺 清 一
5				第五建設事務所	所長	古 川 俊 明
6				江東治水事務所	所長	森 田 秀 樹
7				水道局墨田営業所	所長	佐 伯 文 博
8				下水道局東部第一管理事務所	所長	東 郷 展
9				交通局新橋駅務管理所	所長	諸 岡 順 一
10	助役	4号	1	墨田区	助役	田 中 進
11	教育長・消防長又は消防吏員	5号	4	墨田区	教育長	久 保 孝 之
12				東京消防庁第七消防方面本部	本部長	林 栄太郎
13				本所消防署	署長	小田桐 行 雄
14				向島消防署	署長	山 田 一 三
15	区職員	6号	14	墨田区	収入役	小 嶋 眞一郎
16				〃	企画経営室長	岡 田 貢
17				〃	総務部長	坂 田 静 子
18				〃	区民部長	今 牧 茂
19				〃	地域振興部長	永 廣 修
20				〃	危機管理担当部長	藤 田 彰
21				〃	商工担当部長	小 川 幸 男
22				〃	新タワー・観光推進担当部長	河 上 俊 郎
23				〃	環境担当部長	宍 戸 亮
24				〃	福祉保健部長	横 山 信 雄
25				〃	高齢者福祉担当部長	松 竹 耕 治
26				〃	保健衛生担当部長(墨田区保健所長)	西 田 みちよ
27				〃	都市計画部長	渡 会 順 久
28				〃	都市整備担当部長	渡 邊 正 雄
29	指定公共機関	7号	11	本所郵便局	局長	福 田 泰 夫
30				向島郵便局	局長	松 野 恵 一
31				首都高速道路(株)	東東京管理局担当部長	二 宮 節 夫
32				(株)NTT東日本一東京東	取締役企画総務部長	下 町 強
33				東京電力(株)	江東支社長	山 本 浩
34				東京ガス(株)	東部支店長	作 田 龍 昭
35				東日本旅客鉄道(株)	両国駅長	山 口 一 男
36				〃	錦糸町駅長	山 口 幹 男
37				東武鉄道(株)	曳舟駅長	時 田 三千夫
38				京成電鉄(株)	総務部総務課長	花 形 康 一
39				東京地下鉄(株)	住吉駅務区長	市 川 寿 夫
40	指定地方公共機関	8号	5	(社)東京都トラック協会	墨田支部長	高 田 弘
41				(社)すみだ医師会	会長	鈴 木 洋
42				本所歯科医師会	会長	國 松 久 輝
43				(社)東京都向島歯科医師会	会長	熊 谷 京 一
44				墨田区薬剤師会	会長	田 口 善 一
45	学識経験者	8号	5	本所消防団	団長	平 井 光 吉
46				向島消防団	団長	沖 山 仁
47				墨田区議会	議長	田 中 邦 友
48				緑二丁目町会住民防災組織	会長	日 向 功
49				東向島町会住民防災組織	会長	鎌 倉 徳 之

(敬称略)

墨田区国民保護計画作成に係るこれまでの経緯と今後のスケジュール（案）

- 平成18年 2月 7日 第1回国民保護協議会
⇒「国民保護計画作成の基本的考え方」等の審議
- 4月 1日 「国民保護計画作成について」諮問
- 6月19日 第1回国民保護協議会幹事会
⇒「国民保護計画作成の基本的考え方」等の協議
- 8月14日
8月21日 「国民保護計画」（たたき台）に係る庁内意見照会
- 9月 7日 第2回国民保護協議会
⇒「国民保護計画」（原案）に係る審議
- 9月 7日
9月20日 「国民保護計画」（原案）に係る関係機関及び庁内意見照会
- 9月22日 区議会地域都市委員会において「国民保護計画」（原案）の報告
- 10月10日 第2回国民保護協議会幹事会
⇒「国民保護計画」（原案）の修正及び（素案）に係る協議
- 10月21日
11月12日 「国民保護計画」（素案）に対するパブリック・コメント
(11月1日～11月17日 コミュニティ懇談会において説明)
- 11月29日 第3回国民保護協議会幹事会
⇒「国民保護計画」（案）に係る協議
- 12月 1日 パブリックコメントで寄せられた意見の概要を区ホームページに掲載
- 12月11日 第3回国民保護協議会
⇒「国民保護計画」（案）に係る審議
「国民保護計画について」答申
- 12月29日 パブリックコメントの結果を公表
- 平成19年 1月17日 都知事への協議
- 1月30日 都知事からの回答
- 2月 2日 第4回国民保護協議会
⇒「国民保護計画」（案）に係る都知事協議の報告
「国民保護計画」の決定に係る審議
- 「国民保護計画」決定
- 「国民保護計画」を区議会へ報告
- 3月 9日 区議会地域都市委員会において「国民保護計画」の報告
- 区民への公表

墨田区国民保護計画（答申）からの変更事項一覧

1 「東京都区市町村国民保護モデル計画」の訂正（H18.9.21通知）（H18.12.7通知）に基づく変更

頁	行	編	章	項番	答申	変更後	理由
38	2	2	1	第4.3(3)	区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、警察署、消防署など_____安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	安否確認をするに当たっての情報量等を考慮し、安否情報の収集元について、その記載する機関名を改める。
120	5	3	8	第3.2(1)イ(ア)	(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号）_____	(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号） <u>(*)</u>	消防法第2条第7項の危険物に係る（ア）の措置について、実施者を明確にする。
120	脚注	3	8		_____	<u>(*) 消防法第2条第7項の危険物に係る同措置については、同法に基づき、東京消防庁が行う。</u>	
120	7	3	8	第3.2(1)イ(イ)	(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）_____	(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） <u>(**)</u>	消防法第2条第7項の危険物に係る（イ）及び（ウ）の措置については、区長ではなく東京消防庁が実施するものであるため、本文から削り、改めて脚注に記載する。（文言の整理）
120	9	3	8	第3.2(1)イ(ウ)	(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）_____	(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号） <u>(**)</u>	
120	10	3	8	第3.2(1)イ	<u>なお、危険物質等のうち、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る上記（イ）及び（ウ）の措置については、東京消防</u>	[削除]	

					庁が行う。		
120	脚注	3	8		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	(**) 国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る同措置については、東京消防庁が行う。	

2 事前協議における東京都からの指摘（H18.12.13）（H19.1.10）に基づく変更

頁	行	編	章	項番	答申	変更後	理由
5	図	1	3		<p style="text-align: center;">国（対策本部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援の指示 ● 安否情報の収集・整理_____ </div> <p style="text-align: center;">都（対策本部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援 { <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品、生活必需品等の給与 ・ 収容施設の供与 ・ 医療の提供 等 ● 安否情報の収集・整理・報告_____ </div> <p style="text-align: center;">区（対策本部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 都との役割分担に基づき救援の一部を実施 ● 安否情報の収集・整理・報告_____ ● その他の救援への協力 </div>	<p style="text-align: center;">国（対策本部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援の指示 ● 安否情報の_____整理・提供 </div> <p style="text-align: center;">都（対策本部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援 { <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品、生活必需品等の給与 ・ 収容施設の供与 ・ 医療の提供 等 ● 安否情報の収集・整理・報告・提供 </div> <p style="text-align: center;">区（対策本部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 都との役割分担に基づき救援の一部を実施 ● 安否情報の収集・整理・報告・提供 ● その他の救援への協力 </div>	<p>国民保護法上、国には安否情報の収集義務がないこと、また、国及び地方公共団体は、国民から照会があった場合には、速やかに安否情報を提供することとされていることから、文言を整理する。</p>

7	表	1	3	「■自衛隊」の表	航空自衛隊 防空指揮群_____	航空自衛隊 防空指揮群 <u>本部</u>	正式名称に改める。
36	10	2	1	第4.2	2 警報の内容等の伝達__に必要な準備	2 警報の内容__の伝達等に必要な準備	文言を整理する。
60	2	3	2	2(1)③	○ 態勢：区対策本部が全力をもって <u>国民保護措置</u> に対処する態勢とする。	○ 態勢：区対策本部が全力をもって <u>武力攻撃災害</u> に対処する態勢とする。	他の表現との統一を図るため、文言を改める。
62	表	3	2	2(4)表 「企画情報班」の「分掌事務」の欄	<u>14 災害復興本部準備室の設置に関すること。</u>	[削除]	国民保護における災害復興本部の取扱いについて未調整であるため、削る。

3 国民保護法の一部改正（H18.12.22公布、H19.1.9施行）に基づく変更

頁	行	編	章	項番	答申	変更後	理由
75	下1	3	3	3ア	区長は、区の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、 <u>防衛庁長官</u> に対する自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）（*）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては防空指揮群司令を介し、 <u>防衛庁長官</u> に連絡する。	区長は、区の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、 <u>防衛大臣</u> に対する自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）（*）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては防空指揮群司令を介し、 <u>防衛大臣</u> に連絡する。	国民保護法の一部改正に伴い、文言を整理する

(複製)

18総防管第1620号
平成19年1月30日

墨田区長 山崎 昇 殿

東京都知事 石原 慎太郎 公印



区市町村の国民の保護に関する計画に係る東京都知事協議について (回答)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第5項の規定に基づき、平成19年1月17日付18墨地危安第276号により、貴区より協議のあった国民の保護に関する計画(案)につきましては、異議はありません。